

パブリックコメントにおける意見及び県の対応案

1 全体について

番号	意見の概要	県の対応案	意見数
1	原案大賛成である。	ガイドラインに賛同するご意見と受け取らせていただきます。	1
2	環境面でも有効なことと思う。原案通り賛成する。		1
3	このガイドラインは大変、勇気をいただいた素晴らしい成果だと思う。関係者の皆様のご苦勞をねぎらいたい。		1
4	出店概況書の提出や県のホームページで公表を行うのは出店情報の迅速化ということでよいことである。また、事業者への地域貢献計画書の提出を求めてホームページで公表を行うことで、ある程度地域貢献活動への取り組みが遵守されるのではないかと思う。		1
5	近くに人気の店があることは地域に住む住民としても自慢のところであり、店も頑張っているとこちらも元気をもらえる様でうれしい。お店も大変だと思うが、益々お店が活気があり人気がある事を祈っている。	ガイドラインの目的に沿って、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりの実現に努めます。	1
6	単純に大店舗の出店が止まったからこれからは商店街に客が来るというのは少し想像しがたい現実である。昔の良き日々と今のこの時は明らかに違うことを認識し現代に則した商いを考えていかなければいけない。個々の店舗の営業努力と創意工夫が必要であり、こよう機会をチャンスと考え若い柔軟な力を入れながら対応が必要である。	本ガイドラインにより中心市街地全体の賑わいの創出を図るとともに、昨年策定した「あいち商店街アクションプラン」により商店街の活性化についても様々な支援を行ってまいります。	1
7	市による商業やまちづくりに関する振興計画を義務付けること。	大規模小売店舗等の適正立地の前提として、商業やまちづくりに関する計画を市町村が定めることは必要と考えておりますが、義務付けることは考えておりません。	1
8	行き過ぎた規制緩和は資本力のある一部の企業に有利で、かえって自由な経済活動を阻害するのではないか。まちを守るためもっと規制を強めてもよい。	本ガイドラインは、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりのために、大型店の適正立地についての県の基本的な考え方を明らかにしたものであり、それ以上の規制については、市町村がまちの実情にあわせて判断されるものと考えております。	1
9	「愛知県商業・まちづくりガイドライン」(案)に違反したら、罰則・罰金を科すことができるように条例化することを要望する。	本ガイドラインは、その強力な集客力の故に周辺地域に大きな影響を及ぼす大規模小売店舗が地域とのよりよい共生関係を築いていただくことを前提に、豊かで活力あるまちづくりを目指すことを目的としており、大規模小売店舗にまちづくりの主体者としての役割を自覚していただき、自発能動的な取組を期待するもので、罰則・罰金を科すことで強いるものではないと考えます。	182
10	ガイドラインを設けることはよいことだと思うが強制力は薄いので、何らかの強制力を持たせるべきではないかと思う。		1
11	3,000㎡以上の新設の大規模小売店舗だけでなく既存の店舗にもガイドラインを求めてもよいと思われる。	既存店については立地に当たっての事前手続きは必要ありませんので、地域貢献についてのみが対象となりますが、3,000㎡以上の既存店舗に対し、地域貢献活動報告書の提出を求めています。	1
12	大規模小売店舗の出店に対して、中心市街地活性化とか郊外活性化とか分けて議論はおかしい。全国の各地域のそれぞれの特性にあった出店であれば、規模及び出店地域は関係ない。	本ガイドラインは、人口減少・超高齢社会に対応したコンパクトで賑わいあるまちを実現するために、中心市街地に様々な機能を誘導することを目的としております。	1
13	住民の意見を反映させ、公正性・公平性・透明性を堅持してガイドラインを策定すべきである。	今回の都市計画法改正の趣旨を踏まえ、これまでの拡大成長を前提とするまちづくりのあり方を転換し、人口減少・超高齢化社会等に対応したまちづくりを実現するために、本ガイドラインを策定しています。また、本ガイドラインの策定にあたり、幅広く県民に公表するとともに、参考となる意見を募集(パブリック・コメント制度)しており、民意の反映や公正性・公平性・透明性は確保されていると考えています。なお、具体の大規模集客施設の立地に係る都市計画を定める際には、住民の意見をお聞きしながら進めることとなります。	4
14	本件についての意見募集は、個人からの意見募集となっており、企業からは意見提出できない形式になっている。県は、本件作成及び本意見募集に際し、本件により規制を受ける側の考えや意見は聞いたのか。地方自治体は、すべての県民、事業者に対しては公平かつ平等であるべきであり、また、こうした新たな体制や仕組みを決める際には、その策定にあたって、より高い透明性が求められるべきだ。	意見募集については、企業からの意見も受け付けております。又、ガイドラインの作成の過程で、大規模小売業者には説明を行い意見を聞いております。	9
15	「地域との調和」がWTO協定や大規模小売店舗立地法第13条に規定されているところの「商業の需給調整」に抵触してはならず、地域住民の利益を損ねる事実上の競争制限には、断固反対である。	人口減少や急速な高齢化を踏まえ、将来を見据えたまちづくりが必要であると考えており、ガイドラインは商業調整を目的とするものではありません。	9
16	最も重要な「まち」「まちづくり」とは何かを、地域住民の視点で考え直すべきだ。	将来の人口減少や急速な高齢化に対応できる、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの推進が必要であると考えます。	9